

ケアハウス シャローム 『利用料月額表』

1. 居住に要する費用

支払方法	区分	入居時支払金額	月額費用	備考
一括支払		381万円	0円	入居時払込金は、事情により契約を解除される場合は、入居期間に応じて、残金を返還いたします。
併用支払	1	200万円	8,400円	
	2	100万円	13,100円	
	3	50万円	15,400円	
分割支払	4	0円	17,700円	保証金として30万円預かります

2. サービスの提供に要する費用・生活費・その他の経費

対象収入による階層区分		本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)	生活費	その他の経費
1	1,500,000円以下	10,000円	44,500円	【光熱水費】 個人の部屋の ①電気料 実費負担 ②水給湯費 1,000円(月額)
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	44,500円	
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	44,500円	
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	44,500円	
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	44,500円	
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	44,500円	
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	44,500円	
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	44,500円	
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	44,500円	
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	44,500円	
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	44,500円	
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	44,500円	
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	44,500円	
14	2,700,001円以上	68,300円	44,500円	

(注)

- ① 上記表における「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費・介護サービス利用料等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ② 本人からのサービスに要する費用徴収額(月額)は、上記表により求めた額とする。
- ③ 夫婦で入居される場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、該当する費用をお二人よりそれぞれいただきます。また、その額が150万円以下の場合、上記表の額から30%を減額した額を、お二人より徴収額(月額)として、それぞれいただきます。
- ④ 11月より3月までの期間は、冬期加算額として、1,960円が加算されます。
- ④ 国の定める基本利用料の改定があった場合は、利用料等の金額が変更されます。
- ⑤ 在宅介護サービス(訪問介護、デイサービス等)を受ける場合は、介護保険及び一部自己負担となります。
- ⑥ サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用(月額)・その他の経費を合算した額が1ヶ月の利用料となります。ただし、11月から3月までは、冬期加算額が加算されます。
- ⑦ 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの生活費は、日割り計算より算出した額といたします。
- ⑧ この利用料は令和元年10月1日から適用いたします。